

兵庫労働局発表

平成22年9月17日

| | |
|--------|-----------------|
| 担 当 | 兵庫労働局労働基準部賃金課 |
| | 課長 松本 守生 |
| | 主任賃金指導官 清水 教正 |
| | 電話 078-367-9154 |

兵庫県最低賃金を734円に引上げ

平成22年10月17日発効を決定

兵庫労働局長（白川^{しらかわ} 欽也^{きんや}）は、平成22年8月23日に、兵庫地方最低賃金審議会（会長 鳥邊^{とりべしんじ} 晋司（兵庫県立大学大学院教授）。以下「審議会」という。）から、兵庫県最低賃金を13円引き上げ、時間額734円とする答申を受けた。

その後、異議申出にかかる審議を経て、兵庫労働局長は、本日本表のとおり、兵庫県最低賃金を改正することを決定した。

| 兵庫県最低賃金改正 | |
|-----------|-------------|
| 兵庫県最低賃金 | 時間額734円 |
| 引上げ額 | 13円 |
| 発効日 | 平成22年10月17日 |

1 兵庫県最低賃金の決定

- (1) 審議会の答申に対し、異議申出期間の9月7日までに3件の異議申出があった。
- (2) 上記の異議申出について審議会を開催し審議した結果、答申どおり改正することが適当という結論に達した。
- (3) 以上の審議を踏まえ、兵庫労働局長は本日改正決定の官報公示を行った。
- (4) 兵庫県最低賃金は県内のすべての事業所で働く労働者に適用される。

2 添付書類

最低賃金の決定に関する公示(兵庫労働局最低賃金公示第1号)